

**適用拡大情報**

農林水産省登録  
第14113号

**除草剤  
カソロン粒剤4.5  
DBN 粒剤**

令和元年6月26日付けで以下の通り適用拡大されました。

<変更内容>

- 適用土壌を削除。
- 作物名「水稻(刈取跡)」を追加。
- 作物名「水田作物(水田畦畔)」の適用雑草名「スギナ」の使用量「6～8kg/10a」を「6～15kg/10a」へ変更し、適用雑草名「一年生雑草(マメ科を除く)、多年生広葉雑草(マメ科を除く)」を「一年生雑草及び多年生広葉雑草(まめ科を除く)」へ変更。
- 作物名「樹木等」の適用雑草名「スギナ」の使用量「8～12kg/10a」を「8～15kg/10a」へ変更し、適用雑草名「一年生雑草、多年生広葉雑草」を「一年生雑草及び多年生広葉雑草」へ変更。
- 作物名「りんご」及び「桑」の適用雑草名「一年生雑草(マメ科を除く)、多年生広葉雑草(マメ科を除く)、スギナ」を「一年生雑草及び多年生広葉雑草(まめ科を除く)」へ変更。
- 作物名「いぐさ」の適用雑草名を「一年生雑草及びマツバイ、ミズハコベ」へ、使用方法を「湛水散布」へ変更。

【変更後】

太字が追加部分、下線が変更部分です

u003c/div>

作物名	適用場所	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	DBNを含む農薬の総使用回数
りんご	—	<u>一年生雑草及び多年生広葉雑草(まめ科を除く)</u>	秋冬期(11～12月積雪前)	6～8kg/10a	1回	全面土壌散布	1回
<b>水稻(刈取跡)</b>	水稻刈取跡	一年生雑草	水稻刈取後 秋期雑草発生前～発生始期	3kg/10a			
水田作物(水田畦畔)	水田畦畔	<u>一年生雑草及び多年生広葉雑草(まめ科を除く)</u>	秋冬期～春期(雑草発生前～発生始期)	6～12kg/10a			
		スギナ		<u>6～15kg/10a</u>			
桑	—	<u>一年生雑草及び多年生広葉雑草(まめ科を除く)</u>	秋冬期(11～12月積雪前)	6～8kg/10a			
		一年生雑草	春期の雑草発生前～発生始期	7～8kg/10a			
樹木等	公園 庭園 堤とう 駐車場 道路 運動場 宅地 のり面 鉄道等	<u>一年生雑草及び多年生広葉雑草</u>	雑草発生前～発生始期	8～12kg/10a	3回以内	植栽地を除く 樹木等の 周辺地 に全面 土壌散布	3回以内
		スギナ		<u>8～15kg/10a</u>			
いぐさ	—	<u>一年生雑草及びマツバイ、ミズハコベ</u>	3月上旬～4月上旬	3kg/10a	2回以内	<u>湛水散布</u>	2回以内

<使用上の注意事項の変更>

【変更前】

(10)公園、堤とう等で使用する場合、特に以下のことに注意すること。

③水源池等に本剤が飛散・流入しないように十分注意すること。

【追加】

(7)水稲(刈取跡)に使用する場合、特に以下のことに注意すること。

①本剤散布後の圃場は翌春までそのままにしておくのが最も効果的で、秋耕はしないこと。

②翌春、水稲以外の作物を栽培する予定のある場合は使用しないこと。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

(1)雑草が大きくなると効果が劣るので、雑草の発生前から発生始期に使用すること。

(2)本剤はイネ科雑草に対しては効果が劣るので、イネ科雑草が優占する場所での使用はさけること。

(3)土壌が乾燥していると効果が不十分となるので雨上がり等の土が湿った状態で使用することが望ましい。

(4)本剤はまきむらによって効果が不均一となったり薬害を生じるおそれがあるので、特に均一散布に留意すること。

(5)本剤は処理後地表面から薬剤が気化し、気象条件などにより滞留した場合、下枝の葉や果実に薬害を生じるおそれがあるので、風通しの悪い凹地など空気の滞留しやすい場所での使用はさけること。

(6)次のような場所では薬害のおそれがあるので使用をさけること。

①極端な砂質土壌。

②そ菜(かぼちゃ、うり類など)、花き(菊など)、ホップなどの栽培園に隣接している場所及びその栽培予定地。

③新植後3年未満又は間作予定の果樹園、桑園。

④ハウス、温室などの施設内及びその周辺並びにそれらの設置予定地。

⑤移植後間もない樹木の周辺。

(7)水稲(刈取跡)に使用する場合、特に以下のことに注意すること。

①本剤散布後の圃場は翌春までそのままにしておくのが最も効果的で、秋耕はしないこと。

②翌春、水稲以外の作物を栽培する予定のある場合は使用しないこと。

(8)いぐさに使用する場合は、特に以下のことに注意すること。

①対象水田の土壌は埴土～壤土とし、1日の縦浸透0.5cm以下の漏水の少ないところで使用すること。砂壤土や減水深の多い水田では使用しないこと。また散布後少なくとも1～2昼夜は水の流れを止め、その後も散布した時の湛水状態を保つようにし、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。

②既発生の雑草(特にコナギなどの広葉雑草)に対しては効果が不十分となるので雑草発生前～発生始期に時期を失しないように散布すること。また雑草の発生がだらだらとなる場合は3月上旬と4月上旬の2回処理すること。

(9)りんご、桑に使用する場合は、特に以下のことに注意すること。

①本剤は年1回の使用とし、連年使用は行わないこと。

②薬剤処理後、中耕すると薬害を生じるので土壌混和は行わないこと。

③桑に使用する場合は、葉にかかると薬害を生じるので春期桑の発芽前に使用すること。

(10)公園、堤とう等で使用する場合、特に以下のことに注意すること。

①激しい降雨の予想される場合は使用をさけること。

②本剤の飛散あるいは流出によって有用植物に薬害が生じることを十分に注意して散布すること。

③水源池等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。

(11)散布器具、容器の洗浄水は河川等に流さず、容器、空袋等は環境に影響を与えないよう適切に処理すること。

(12)本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。

